

和歌山市公報

令和5年(2023年)12月1日 第1764号

 発 行 所
 和歌山市役所

 発 行 日
 毎月 1日 15日

目 次

【告 示】

番号	ページ
441 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・(自治振興課)	2
442 公示送達(令和5年度第3期及び第4期介護保険料督促状)・・・・・・・(介護保険課)	2
443 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・(道路管理課)	2
444 公示送達(差押調書(謄本))・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (納税課)	3
445 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・(自治振興課)	3
446 公示送達(令和5年度後期高齢者医療保険料決定(変更)通知書)・・・・・ (保険総務課)	3
447 公示送達(令和4年度後期高齢者医療保険料督促状)・・・・・・・・(保険総務課)	4
448 生活保護法の規定による医療機関の指定・・・・・・・・・・・(生活支援第	1課) 4
449 生活保護法の規定による医療機関の指定・・・・・・・・・・・(生活支援第	1課) 4
450 生活保護法の規定により指定した医療機関からの変更の届出・・・・・・・ (生活支援第	1課) 5
451 生活保護法の規定により指定した医療機関からの廃止の届出・・・・・・・ (生活支援第	1課) 5
452 生活保護法の規定により指定した医療機関からの廃止の届出・・・・・・・ (生活支援第	1課) 5
453 生活保護法の規定により指定した医療機関からの辞退の届出・・・・・・・ (生活支援第	1課) 6
454 生活保護法の規定による介護機関の指定・・・・・・・・・・・・(生活支援第	1課) 6
455 生活保護法の規定により指定した介護機関からの変更の届出・・・・・・・ (生活支援第	1課) 6
456 生活保護法の規定により指定した介護機関からの廃止の届出・・・・・・・ (生活支援第	1課) 8
457 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・(まちなみ景智	観課) 8
458 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・(まちなみ景智	観課) 9
459 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・(まちなみ景智	観課) 10
460 公示送達(差押調書(謄本))・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (納税課)	11
461 公示送達(令和3年度介護保険料納入通知書(特別徴収)並びに令和5年度介護	
保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書(特別徴収))・・・・・・・(介護保険課)	11
462 行旅死亡人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(生活支援第	1課) 11
463 市議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (財政課)	12
464 指定福祉避難所の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (高齢者・地域福	祉課) 12
465 公示送達(差押調書(謄本)及び配当計算書(謄本))・・・・・・・・・ (納税課)	12
466 公示送達(市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動	12
車税督促状)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
467 公示送達(令和5年度第3期及び第4期国民健康保険料督促状)・・・・・・ (国保年金課)	13
468 公示送達(令和4年度及び令和5年度国民健康保険料更生通知書)・・・・・ (国保年金課)	13
469 放置自動車の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(まちなみ景智	観課) 13
【公告】	
	14
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○ 是阿匹巴·//旧区 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14

○ 公売に係る最高価申込者の決定・・・・・・・・・・・・・・・ (納税課)	14
○ 土地改良事業の計画の概要等・・・・・・・・・・・・・・・・ (耕地課)	15
道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建築指導課)	16
○ 国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・ (地籍調査課)	16
道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建築指導課)	16
【 選挙管理委員会告示 】	
67 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 選挙管理委員会事務局	17
	17
68 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・・・・・・・・ 選挙管理委員会事務局	11

【告示】

和歌山市告示第441号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された 事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月17日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和5年11月17日掲示済)

和歌山市告示第442号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年11月20日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和5年度	第3期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和5年11月30日に
	第4期		変更する。

(別紙省略)

(令和5年11月20日掲示済)

和歌山市告示第443号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年11月21日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年11月21日

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)

32-35	来田野村線	和歌山市直川887番6地先	旧	20.00	3.40 ~ 3.50
		和歌山市直川886番6地先	新	20.00	5.00

(令和5年11月21日掲示済)

和歌山市告示第444号

差押調書 (謄本) を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例 (昭和29年条例第30号) 第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書 (謄本) は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。 令和5年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第445号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された 事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
和歌山	区域	和歌山市南畑1番地から和歌	和歌山市南畑	令和5年11月21日
市南畑		山市南畑1130番地の2		
自治会	主たる事務	和歌山市南畑35番地の3	和歌山市南畑35番	
	所の所在地		地3	

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第446号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定(変更)通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定(変更)通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和5年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第447号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25 年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和5年12月11日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第448号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	名称	所在地	指定年月日
和医新497	松谷内科	和歌山市善明寺755-81	令和5年7月1日
- 5			
和医新496	のうがわ内科・血液内科	和歌山市元博労町20	令和5年7月1日
- 5	クリニック		
和医新498	おのクリニック	和歌山市太田1-14-11	令和5年9月1日
-5		オオトヨビル2階	
和医新499	こいけ内科糖尿病内科ク	和歌山市今福2丁目1-53	令和5年8月1日
- 5	リニック		
和歯新226	やまにし歯科	和歌山市西庄235-14	令和5年10月1日
- 5			
和医新500	公園前もり眼科	和歌山市十番丁12 十番丁ビ	令和5年10月1日
-5		ル3 F	
和歯新227	とくつファミリー歯科ク	和歌山市新在家163-9	令和5年10月1日
- 5	リニック		

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第449号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月22日

指定番号	申請者の名称	主たる事務所 の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の 所在地	指定年月日
和訪新10	医療法人卓麻会	和歌山市榎原	訪問看護ステーシ	和歌山市榎原	令和5年10
7 - 5		204-8	ョンあした	204-10	月1日
和訪新10	株式会社あすな	和歌山市北中	訪問看護あすなろ	和歌山市駕町	令和5年11
8 - 5	ろ	間町7番地		35 石見マ	月1日
				ンション40	
				6号室	

和訪新10	有限会社きらく	和歌山市島橋	訪問看護ステーシ	和歌山市狐島	令和5年11
9 - 5		東ノ丁13-	∃≻COCO−C	691 - 18	月1日
		2 0	ARE		

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第450号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定した医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月22日

和歌山市長	屋	花	Æ	政
	17	1r.	- 11 .	/—

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
和訪新6	心音訪問看護	開設者の所在	紀の川市貴志川町岸	和歌山市雄松町1	令和5年9月1
7 - 31	ステーション	地	宮990-66	丁目61番地1	日
和訪新6	心音訪問看護	事業所の所在	和歌山市小松原6丁	和歌山市雄松町1	令和5年9月1
7 - 31	ステーション	地	目1-51	丁目61番地1	日

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第451号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
和医新133	松谷内科	和歌山市善明寺755-81	令和5年6月30日
-26			
和医新255	松本メンタルクリニック	和歌山市西庄992-1	令和5年7月31日
-26			
和医新188	小池胃腸科	和歌山市今福2丁目1-53	令和5年7月31日
-26			
和歯新126	医療法人郁栄会 やまに	和歌山市西庄235-14	令和5年9月1日
-26	し歯科		
和医新95-	中場胃腸科内科	和歌山市紀三井寺620-9	令和5年9月30日
2 6			
和医新240	公園前もり眼科	和歌山市十番丁15 市川ビ	令和5年9月30日
-26		ル3F	
和歯新109	とくつファミリー歯科ク	和歌山市新在家163	令和5年9月30日
-26	リニック		

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第452号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてそ

の例による場合を含む。)の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	申請者の名 称	主たる事務所の所在 地	指定事業所の名 称	指定事業所の所在 地	廃止年月日
和訪新3	株式会社	和歌山市中之島37	訪問看護ステー	和歌山市中之島3	令和5年1
8 - 27	惠み	5 - 9	ションおり鶴	75-9	1月30日

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第453号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定した医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	名称	所在地	辞退年月日
和医新222	ナガタクリニック	和歌山市岡織屋小路2番地	令和5年9月30日
-26			

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第454号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

届出者の名	主たる事務	指定事業所の	指定事業所の	サービスの種類	指定年月日
称	所の所在地	名称	所在地	リーころの理想	1日 任 十 月 日
社会福祉法	和歌山市平	養護老人ホー	和歌山市吉礼	特定施設入居者生活介護・介護	令和5年6
人寿敬会	尾2番地1	ム大日山荘	179番地	予防特定施設入居者生活介護	月1日
株式会社ア	和歌山市和	あさひの家	和歌山市朝日	介護予防認知症対応型共同生活	令和5年9
ニマート	田115		21-1	介護	月1日

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第455号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定した介護機関より変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月22日

届出者の	主たる事	指定事業	指定事業	サービス	変更事			変更年
名称	務所の所	所の名称	所の所在	の種類	項	変更前	変更後	月日
	在地		地					
株式会社	和歌山市	春風会き	和歌山市	居宅介護	事業所	春風会きし	春風会きし	令和5
春風会	和歌浦中	しケアプ	栄谷46	支援	の名称		ケアプラン	年6月
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1丁目1	ランセン	0番1				センター	1日
	番15号	ター	- 144 -					_ ,
株式会社	和歌山市	春風会わ	和歌山市	居宅介護	事業所	春風会わか	春風会わか	令和5
春風会	和歌浦中	かのうら	和歌浦中	支援	の名称	のうら	のうらケア	年6月
1 /242	1丁目1	ケアプラ	1丁目1		·>- [17]	.,,,,	プランセン	1日
	番15号	ンセンタ	番15号				ター	
	штол	_	штол					
株式会社	和歌山市	春風会わ	和歌山市	居宅介護	事業所	和歌山市和	和歌山市和	令和5
春風会	和歌浦中	かのうら	和歌浦中	支援	の所在	歌浦東4丁	歌浦中1丁	年6月
不足云	1丁目1	ケアプラ	1丁目1	入饭	地		目1番15	1日
	番15号	ンセンタ	番15号		프	日3番31 号	日16110	1 1
	番13万	ノビング	留10万			万	万	
株式会社	東京都港	さくらそ	和歌山市	訪問介護	開設者	東京都港区	東京都港区	令和5
休式会社	区芝4丁	さくらて う和歌山	四番丁2	・第1号	の所在	芝公園3丁	芝4丁目1	年7月
ダリーケ		フル南人田	·					
	目1番2		0	訪問事業	地	目4番30	番23号	31
アサービ	3号 三					号 3 2 芝	三田NNビ	
ス	田NNビ					公園ビル7	ル17階	
14 5 6 11	ル17階	> -t-= (PP			HHAR IA	階		
株式会社	和歌山市	心音訪問	和歌山市	訪問看護	開設者	紀の川市貴	和歌山市雄	令和5
心和	雄松町1	看護ステ	雄松町1	・介護予	の所在	志川町岸宮	松町1丁目	年9月
	丁目61	ーション	丁目61	防訪問看	地	990-6	61番地1	1日
	番地1		番地1	護		6		
株式会社	和歌山市	心音訪問	和歌山市	訪問看護	事業所	和歌山市小	和歌山市雄	令和5
心和	雄松町1	看護ステ	雄松町1	・介護予	の所在	松原6丁目	松町1丁目	年9月
	丁目61	ーション	丁目61	防訪問看	地	1 - 5 1	61-1	1日
	番地1		-1	護				
株式会社	和歌山市	ヘルパー	和歌山市	訪問介護	事業所	和歌山市栗	和歌山市下	令和5
ヘルパー	下和佐4	ステーシ	下和佐4	・第1号	の所在	栖2-8	和佐400	年8月
ステーシ	00番1	ョンぴゅ	00番1	訪問事業	地	メルティト	番1	1日
ョンぴゅ		あ				リイ3-B		
あ								
医療法人	和歌山市	星の家ケ	和歌山市	居宅介護	事業所	星野クリニ	星の家ケア	令和5
明星会	友田町5	アプラン	吉田43	支援	の名称	ック	プランセン	年9月
	丁目32	センター	2 シテ				ター	1 目
	番地		ィビル太					
			田230					
			1号					
医療法人	和歌山市	星の家ケ	和歌山市	居宅介護	事業所	和歌山市友	和歌山市吉	令和5
明星会	友田町5	アプラン	吉田43	支援	の所在	田町5丁目	田432	年9月
	丁目32	センター	2 シテ		地	3 2番地	シティビル	1日
	番地	ĺ	ィビル太	1	1		太田230	I

			田230				1号	
			1号					
社会福祉	和歌山市	訪問看護	和歌山市	訪問看護	事業所	和歌山市紀	和歌山市布	平成2
法人 紀	紀三井寺	ステーシ	布引13	• 介護予	の所在	三井寺56	引13-7	9年4
三福祉会	560番	ョン紀三	-7	防訪問看	地	0番地の2		月1日
	地の2	井寺苑		護				
株式会社	静岡県浜	株式会社	和歌山市	福祉用具	事業所	和歌山市黒	和歌山市和	令和5
セリオ	松市北区	セリオ	和歌浦東	貸与・介	の所在	⊞169-	歌浦東4丁	年10
	東三方町	和歌山営	4丁目3	護予防福	地	1 - 5	目3−19	月1日
	258番	業所	-19	祉用具貸				
	地の1			与				
株式会社	和歌山市	イーデン	和歌山市	訪問介護	事業所	和歌山市築	和歌山市湊	令和5
イーデン	築港4丁	ハート	湊北町3	•第1号	の所在	港4丁目8	北町3丁目	年6月
コーポレ	9 - 1		丁目29	訪問事業	地	-7 プレ	29-1	1日
ーション			-1 A			ジール湯川	A号棟	
			号棟			103号		
社会福祉	和歌山市	親和園ホ	和歌山市	訪問介護	事業所	和歌山市杭	和歌山市杭	令和5
法人 新	杭ノ瀬2	ームヘル	杭ノ瀬2	•第1号	の所在	ノ瀬359	ノ瀬255	年5月
和園	55-2	パー	55-2	訪問事業	地	-1	-2	22日

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第456号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

			• •	***	
届出者の名称	主たる事務所の所	指定事業所の	指定事業所の	サービスの種類	廃止年月日
	在地	名称	所在地		
パナソニック	大阪府門真市大字	パナソニック	和歌山市北島	居宅介護支援	令和5年7
エイジフリー	門真1048番地	エイジフリー	325番25		月31日
株式会社		ケアセンター			
		和歌山北島•			
		ケアマネジメ			
		ント			
松本幸男	和歌山市西庄55	松本メンタル	和歌山市西庄	居宅療養管理指	令和5年7
	8-6	クリニック	992-1	導	月31日

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第457号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年条例第9号)第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年11月22日

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年11月11日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年11月9日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年11月7日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所 所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

- 4 返還を受けるために必要なもの
- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4)費用

自転車	1台につき	2, 500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

- 5 返還できる日時等
- (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

- (3) その他
 - (1) 及び(2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。
- 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第458号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年条例第9号)第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。令和5年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日		
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和5年11月1日、同月6日、同月7日、同月9日、同月14日及び同月15日		

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所 所在地 和歌山市宇治家裏167番1 電話 422-4100

- 4 返還を受けるために必要なもの
- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4)費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

- 5 返還できる日時等
- (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

- (3) その他
 - (1) 及び(2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。
- 6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第459号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年条例第9号)第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年11月22日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年11月24日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自 転車等放置禁止区域	令和5年8月5日	令和5年8月23日
南海和歌山市駅前周辺自転 車等放置禁止区域	令和5年8月1日	令和5年8月23日
和歌山市内一円市道上、無 料駐輪場及び岩橋公園	令和5年8月1日、同月2日、同 月4日、同月9日及び同月10日	令和5年8月23日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年11月22日掲示済)

和歌山市告示第460号

差押調書 (謄本) を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例 (昭和29年条例第30号) 第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書 (謄本) は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。 令和5年11月27日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和5年11月27日掲示済)

和歌山市告示第461号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年11月27日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	介護保険料納入通知書(特別徴収)	
令和5年度	介護保険料納入通知書	令和5年度第5期の納期は
	介護保険料納入通知書(特別徴収)	令和5年12月4日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年11月27日掲示済)

和歌山市告示第462号

行旅病人及行旅死亡人取扱法 (明治32年法律第93号) 第9条の規定により次のとおり告示します。 お心当たりのある方は、和歌山市福祉事務所生活支援第1課まで申し出てください。

令和5年11月27日

和歌山市長 尾花正啓

1 本籍及び住所

不詳

2 氏名、性別、年齢及び職業

氏名 不詳、性別 男性、年齢 推定60から80歳代、職業 不詳

3 体格等

身長 153センチメートル、血液型 不詳

4 着衣等

上衣 長袖ポロシャツ、半袖Tシャツ

下衣 長ズボン、ステテコ、パンツ、黒色靴下、黒色スニーカー

5 所持金品等

現金 2,010円、黒色財布 1個

6 死体の発見日時及び場所

令和5年10月11日 午後3時25分頃

和歌山市永穂620番地2 南東図測320メートル先河畔林内

7 死亡原因

縊死 (推定)

- 8 死亡したとき
 - 令和5年7月頃
- 9 死体の処置

令和5年11月10日和歌山市斎場で火葬し、遺骨は生活支援第1課にて保管しています。

(令和5年11月27日掲示済)

和歌山市告示第463号

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月28日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 期日 令和5年12月5日
- 2 場所 和歌山市議会議場

(令和5年11月28日掲示済)

和歌山市告示第464号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項及び災害対策基本法施行規則(昭和37年 総理府令第52号)第1条の7の2第2項の規定により、指定福祉避難所を指定したので、災害対策基本法第4 9条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月29日

和歌山市長 尾花正啓

名称	所在地	受入対象者	その他市長が必要と認める事項
介護老人保健施設	和歌山市中島	要介護者・肢体不自由者	
ラ・エスペランサ	192番地		

備考 受入対象者の家族等も受入対象とする。

(令和5年11月29日掲示済)

和歌山市告示第465号

差押調書 (謄本) 及び配当計算書 (謄本) を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例 (昭和29年条例第30号) 第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書 (謄本) 、配当計算書 (謄本) は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年11月30日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和5年11月30日掲示済)

和歌山市告示第466号

市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税(種別割)督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例(昭和29年条例第30号)第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。 令和5年11月30日

(別紙省略)

(令和5年11月30日掲示済)

和歌山市告示第467号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2 の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年11月30日

和歌山市長 尾花正 啓

年度	期(月)別	種別	備考
令和5年度	第3期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和5年12月11日に変更す
	第4期		る。

(別紙省略)

(令和5年11月30日掲示済)

和歌山市告示第468号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康 保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20 条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。 令和5年11月30日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度種別		備考	
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年12月18日に変更する。	
令和5年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年12月18日に変更する。	

(別紙省略)

(令和5年11月30日掲示済)

和歌山市告示第469号

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成5年条例第24号)第16条の規定に基づき、所有者等からの引取りのない放置自動車を次のとおり処分するので、同条の規定により告示する。

令和5年11月30日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置場所、移動し、保管した年月日、自動車の種類等、保管場所の所在地及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置場所	移動し、保管	自動車の種類等	等	保管場所の	移動し、保管した旨
以直场的	した年月日	車種	色	所在地	を告示した年月日
和歌山市中之島177	令和5年8月	ニッサン キュ	黒	和歌山市和	令和5年8月30日
1番地の西側市道上	22日	ーブ		佐中112	

2 処分理由

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例第16条に該当したため

3 処分年月日

令和5年12月1日

4 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年11月30日掲示済)

【 公 告 】

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。 令和5年11月16日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日	地夕地平	由建老分配爪友	道路幅員×延長	
指定番号	地名地番	申請者住所氏名	総延長	
令和5年1	和歌山市野崎字堂免105番の	和歌山市本町4丁目	4. 20m~6. 00m	
1月14日	一部、106番1の一部、10	43番地1	×27.11m	
和建指第2	6番4、106番6の一部、1	株式会社MTest	6. $0.0 \mathrm{m} \times 4.6$. $0.8 \mathrm{m}$	
733号	06番8の一部、106番1	a t e	73.19m	
	0、107番1の一部	代表取締役 田端裕		

(令和5年11月16日掲示済)

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号による道路の位置を次のとおり指定する。 令和 5 年 11 月 20 日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長	
指定番号	1000年	中胡伯注灯以石	総延長	
令和5年11月16日	和歌山市島崎町	和歌山市太田二丁目8番11号	6. 00m×32. 58m	
和建指第2745号	5丁目11番1	株式会社 幸福建設	32. 58m	
	の一部	代表取締役 吉田梨絵		

(令和5年11月20日掲示済)

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。 令和5年11月20日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長	
指定番号	地石地留	中胡有注別以名	総延長	
令和5年11月16日	和歌山市梶取字	和歌山市黒田一丁目2番17号	6. 00m×54. 00m	
和建指第2742号	五反田178番	アズマハウス株式会社	54.00m	
	3の一部	代表取締役 東行男		

(令和5年11月20日掲示済)

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第104条の規定により、公売公告(売却区分番号:和市5-1)の公売に係る公売財産の最高価申込者を次のとおり決定しましたので、同法第106条第2項の規定により公告します。

令和5年11月22日

和歌山市長 尾 花 正 啓

売却区分番号	和市5-1
公売財産の表示	不動産の表示

(名称、性質、所在等)		(一棟の建物の表示)		
		所 在 和歌山市関戸一丁目8番地2		
(登記簿の表示による。)	建物の名称 ライオンズマンション和歌山関戸		
		壱番館		
		(専有部分の建物の表示)		
		家屋 番号 関戸一丁目8番2の301		
		建物の名称 1-301号		
		種類居宅		
		構 造 鉄筋コンクリート造1階建		
		床 面 積 3階部分 56.15㎡		
		(敷地権の表示)		
		土地の符号 1		
		所在及び地番 和歌山市関戸一丁目8番2		
		地 目 宅地		
		地 積 2642.94㎡		
		敷地権の種類 所有権		
		敷地権の割合 478879分の5846		
		土地の符号 2		
		所在及び地番 和歌山市関戸一丁目8番3		
		地 目 宅地		
		地 積 677.07㎡		
		敷地権の種類 所有権		
		敷地権の割合 478879分の5846		
最高価申込価額		金3,050,000円		
最高価申込者の氏名		アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男		
最高価申込者の決定年月日		令和5年11月21日		
売却決定	日時	令和5年12月12日 午前10時30分		
冗却状化	場所	和歌山市財政局税務部納税課		

(令和5年11月22日掲示済)

この度、和歌山県和歌山市冬野地区の区域の一部を受益地域(別紙のとおり)とする符ノ谷池地区土地改良事業を県営土地改良事業として施行することを申請したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第85条の2第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者のうち、その農用地について耕作又は養畜の業務を営まない者、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づいて使用収益している者であって、その農用地又は農用地以外の土地についてこの事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和5年12月7日までに和歌山市農業委員会に申し出られたい。

令和5年11月24日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地改良事業の名称

県営ため池等整備事業(符ノ谷池地区)

2 土地改良事業の計画の概要

事業計画概要書を次のとおり閲覧に供する。

閲覧場所 和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

閲覧期間 令和5年11月24日から同月30日まで

3 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

負担区分の予定(単位:パーセント)

工事の区分	国庫負担	都道府県負担	市町村負担	地元負担
その他の工事	5 5	3 5	1 0	0

(別紙省略)

(令和5年11月24日掲示済)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。 令和5年11月24日

和歌山市長 尾花正啓

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	総延長
	1,4,0,0
1月21 和歌山市園 大阪府岸和田市土	23号 5.00m×32.30m
部字薦原1 フジ住宅株式会社	32.30m
748号 162番4 代表取締役 宮脇	
部字薦原1 フジ住宅株式会社	

(令和5年11月24日掲示済)

和歌山市狐島の一部地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年11月29日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和5年11月29日から同年12月19日まで(20日間)
- 3 閲覧場所 北コミュニティセンター(和歌山市直川326番地7)及び和歌山市役所 地籍調査課(和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階)
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、北コミュニティセンターにおいては令和5年11月29日から同年12月7日までの間(同月1日、同月2日を除く。)、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所 地籍調査課においては同年12月8日から同月19日までの間(同月9日、同月10日、同月16日及び同月17日を除く。)、午前9時から午後5時までとする。

(令和5年11月29日掲示済)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。 令和5年11月30日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
相比留与			形处文
令和5年11月28	和歌山市鳴神字鳴武1	和歌山市太田一丁目9番	6. 00m×39. 66m
日	071番3、1071	18号	5. $00 \mathrm{m} \times 9$. $40 \mathrm{m}$
和建指第2741号	番4、1071番5	株式会社 惠昭不動産	49.06m
		代表取締役 太田 恵示	

(令和5年11月30日掲示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第67号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。 令和5年11月27日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 大西勉己

- 1 日時 令和5年12月1日(金)午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地 和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
- (1) 選挙人名簿に登録するについて
- (2) 直接請求に必要な選挙人の数について
- (3) 選挙人名簿から抹消するについて
- (4) 在外選挙人名簿から抹消するについて

(令和5年11月27日掲示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第68号

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和5年12月1日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 大西勉己

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 6,060人
- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 100,985人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6分の1の数 50,493人

(令和5年12月1日掲示済)